

第11章 備蓄・輸送対策の推進

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的な考え方

- ・災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。
- ・本章では、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫・地域内輸送拠点、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

2 現在の到達状況

- ・市は、1日分の食糧を備蓄
- ・発災時には、スーパー・小売店等を協定業者から調達
- ・備蓄倉庫の整備、物資の集積地として市役所を指定
- ・市内業者と石油燃料の供給に関する協定締結
- ・物流事業者等と連携した発災時の物資輸送に関する協定締結
- ・女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保

3 課題

- ・3日分の食料の確保
- ・物資の途絶が2日以上に及ぶ可能性
- ・現在の調達体制では、多様なニーズに対応できない懸念
- ・支援物資の保管場所の不足、発災時の荷さばきの仕組みの効率化
- ・避難所の分散備蓄の不足
- ・燃料も含めた輸送手段の確保等に向けた体制の構築

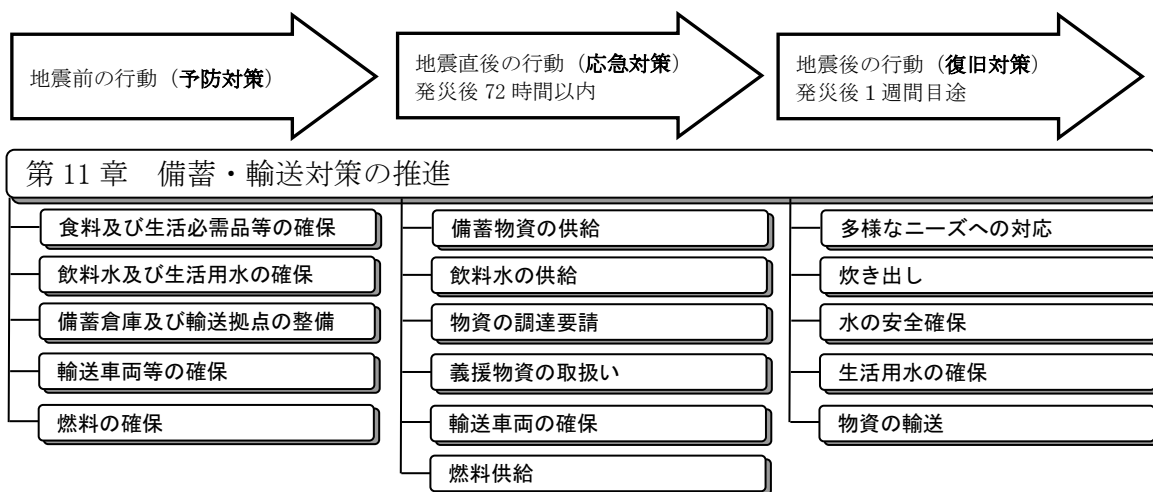
4 対策の方向性

- ・備蓄量の確保及び調達先の拡大
- ・学校の余裕教室を活用した備蓄倉庫の設置
- ・支援物資の保管場所として民間施設の活用
- ・物流事業者等と連携した発災時の物資輸送体制を構築

5 到達目標

- ・平成28年度を目標として、3日分の食糧及び物資を確保
- ・物資の強固な調達体制の構築
- ・支援物資の荷さばき機能の強化
- ・東京都トラック協会多摩支部と緊急運送業務の協定締結
- ・民間業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 食料及び生活必需品等の確保 《防災防犯課・市民・事業所》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料（3日分）、飲料水、生活必需品等を備蓄
市 民	○3日分の飲料水、食料、生活物資の備蓄
事 業 所	○3日分の飲料水、食料、生活物資の備蓄の推進

(2) 取組内容 《市》

- ア 市は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- イ 輸送が可能な場合は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても調整する。
- ウ 食料の調達については、いなげや等と「災害時における物資調達に関する協定」等を締結し、食料等の調達の確保を図る。
- エ 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における清瀬市の最大避難者数等を基準とする。
- オ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- カ 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- キ 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- ク 調製粉乳の備蓄について、市は災害発生後の最初の3日分を備蓄する。

2 飲料水及び生活用水の確保 《防災防犯課・教育総務課・都・市民・事業所》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市 消 防 団	○震災対策用井戸等の整備により、水の確保に努める。 ○応急給水用スタンドパイプ（都水道局から貸与）を避難所となる学校等に配置。
東 京 都 水 道 局 立川給水管理事務所	○給水拠点（※1）となる応急給水槽（※2）及び浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な資器材等の管理。 ○給水拠点である浄水場（所）・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定。 ○市や自主防災組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備。

※1 給水拠点

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね半径2km程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。

※2 応急給水槽

居住場所からおおむね半径2kmの範囲内に給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

(2) 取組内容

ア 給水拠点の整備

現在、市内には3か所（うち1か所は休止中）の給水拠点があり、災害時には応急給水活動を行う。市や自主防災組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）・給水所等の給水拠点の施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の改修及び施設方法変更等の整備を行っている。

名称	住所	確保水量	備考
清瀬元町浄水所	元町2-27-12	1,260 m ³	
清瀬旭が丘浄水所	旭が丘2-5-5	-	休止中
市立第3保育園（応急給水槽）	旭が丘3-755-1	100 m ²	

イ 震災対策用井戸

現在、市内には17か所の指定井戸があり、手動ポンプ等の補修、井戸水の水質検査を必要に応じ行っている。

震災対策用井戸のうち、飲用可能なものは、災害時に地域住民へ供給し、飲用に適さないものについては、生活用水として活用する。

このうち、市は独自に3か所の震災対策用井戸に設置している。

ウ 多様な応急給水への取組（スタンドパイプの設置）

都は、給水拠点での応急給水を補完するため、消火栓等からの応急給水について、市と覚書を締結の上、応急給水用資器材（スタンドパイプ）を貸与する。市は、都水道局から貸与される応急給水用資機材（スタンドパイプ）を学校避難所に設置し、訓練を実施する。

エ 受水槽の指定

小・中学校を初めとする公共施設に配置されている受水槽については、震災時の応急給水用として利用する。また、民間施設内の受水槽については、状況に応じて施設の管理者、利用者に協力を要請する。

オ 生活水の確保

学校のプール等については、災害の状況によってはトイレ等の生活用水として利用する。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 《防災防犯課・教育総務課》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○市の備蓄物資を管理 ○備蓄物資の輸送及び配分の方法について定める。 ○避難所として指定した学校の余裕教室等を活用し備蓄倉庫を設置

【支援物資等の集積地・地域内輸送拠点】

施設名	所在地	電 話	建 物	駐 車 場
清瀬市役所	中里 5-842	492-5111	5,697.85 m ²	8,927.50 m ²

(2) 取組内容 《市》

- ア 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進める。
- イ 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- ウ 市が備蓄する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- エ 避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ集積地として市役所を地域内輸送拠点に選定し、都福祉保健局に報告する。

4 輸送車両等の確保 《総務課・道路交通課・ごみ減量推進課》

(1) 対策内容

第二次交通規制実施時(第2部第4章参照)には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

機 関 名	対 策 内 容
市	○調達先及び調達予定数を市地域防災計画において明確にしておくなどにより、調達体制を整える。
清瀬消防署 東村山警察署	○緊急通行車両(所管関係車両)等の確認

(2) 取組内容

ア 緊急通行車両等の確認

災害発生時(警戒宣言発令時を含む。以下同じ。)には、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、災害対策基本法に基づく緊急通行車両等(以下「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させることになる。緊急通行車両等の確認事務等は次のとおり行う。

(ア) 緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等として使用される車両であることの確認に係る事前の届出の対象車両は、次に掲げるものとする。

- ① 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる車両であって、次のいずれにも該当する車両
 - a 災害発生時に、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害応急対策を実施するための車両として使用される計画がある車両
 - b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行

機関、指定公共機関又は指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により当該指定行政機関等の活動のために常時使用される車両又は災害発生時に、指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両

- ② 大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、緊急輸送、緊急事態応急対策、国民の保護のための措置を実施するための車両で、別に規定する条件に該当する車両

(イ) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

東村山警察署長は、自署管内に緊急輸送通行車両等として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する緊急通行車両等業務責任者から事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長に当該事前届出書等を送付する。

交通規制課長による審査後、東村山警察署長を経由して、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を当該事前届出書等の提出をした者に交付する。

(ウ) 緊急通行車両等の確認の手続

① 緊急通行車両等の確認の実施

緊急通行車両等の確認は、交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「交通規制課長等」という。）が、警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部並びに交通部長が別に定めるところにより設置される交通検問所（以下「本部等」という。）において行うものとする。この場合において、届出済証の交付を受けている者（車両の使用者を含む。以下同じ。）から緊急通行車両等の確認を求める旨の申出があったときは、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱う。

② 緊急通行車両等の確認の際に提出させる書類等

a 届出済証の交付を受けている車両の確認

交通規制課長等は、届出済証の交付を受けている者に、届出済証を提示させるとともに、緊急通行車両等確認申請書及び必要事項を記載した災害対策基本法施行規則別記様式第4の証明書（以下「証明書」という。）を提出させる。

b 届出済証の交付を受けていない車両の確認

交通規制課長等は、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査済証又は当該車両を特定する書類及び輸送協定書その他当該車両が緊急通行車両等として使用される車両であることを証明する書類を提示させるとともに、緊急通行車両等確認申請書及び必要事項を記載した証明書を提出させる。

③ 緊急通行車両等の確認を行った場合の措置

a 交通規制課長等は、緊急通行車両等の確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則別記様式第3の標章及び証明書を交付する。

b 標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

イ 規制除外車両

災害発生後において、緊急通行車両等以外であって、社会生活の維持に不可欠な車両、又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両（規制除外車両）

についても、緊急通行車両等の確認と同様の手続きを経ることで、交通規制の対象から除外される。

ウ 車両の確保

市は、災害時の輸送力の確保を図るため、関係業者と車両供給に関する協定を締結する等の措置に努める。

5 燃料の確保 《総務課》

(1) 対策内容と役割分担

市は、非常用車両等に用いる燃料の確保を図るため、事前に関係業者との間に、災害時における車両燃料等の供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずるものとする。

機 関 名	対 策 内 容
市	○石油燃料の調達のために、市内業者との協定を締結する。
燃料業者	○協定に基づき、市に石油燃料を供給できるよう準備しておく。

(2) 取組内容

平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など実効性のある体制を構築する。

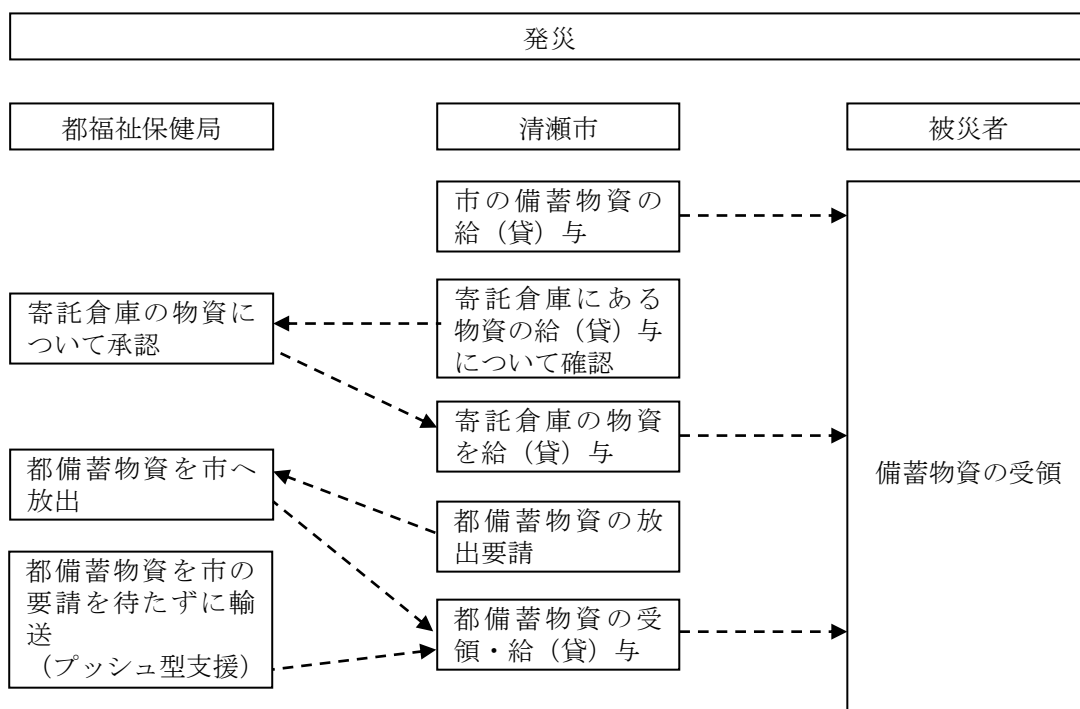
第3節 応急対策

1 備蓄物資の供給 《企画部班》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○備蓄物資を被災者へ給（貸）与 ○災害救助法適用後、食品調達に不足が生じた場合、市災害対策本部長は食品の調達を都福祉保健局に要請し、都保有の備蓄食料の配給を受ける。

(2) 業務手順



- ※ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び市の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- ※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても調整する。

<配布基準>

- 配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。

<詳細な取組内容> 《都福祉保健局》

- 災害救助法適用後、市長から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物

資を放出し、市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。

- 主として避難所生活者を対象に食品を放出する。
- 市の被災状況を鑑みて緊急を要し、市からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。
- 都備蓄倉庫には、あらかじめ協力を依頼している物流事業者、都福祉保健局職員等を配置し、搬出作業を行う。
- 被災地以外の隣接区市町村の避難所に避難した被災者に対しても、市長において救援に協力するよう連絡する。
- 市長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳を放出する。

(3) 取組内容 《市》

ア 食品の給与

- (ア) 震災時における被災者への食品等の給与を実施する。
- (イ) 被災者に対する食品の給与は、避難所や福祉避難所等において、災害救助法施行細則の定める基準に従って行う。

給食基準（平成22年度）
災害救助法施行細則による被災用食品給与限度額
1人1日1,010円以内（災害発生の日から7日間）

- (ウ) 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

【被災者への配布要領の目安】

給食場所	原則として、避難所となっている市立小・中学校、地域市民センターや福祉避難所等で行う。
給食の順位	原則として、1日目を乾パン(クラッカー)、2、3日目をアルファ米または、パンの缶詰とおかず(みそ汁)、4日目以降を米飯の炊き出しの順で供給する。
給食対象者	被災者に対する給食は、避難所収容者及び自宅残留被災者に対して行うよう努力する。
給食の配分	配分にあたっては、高齢者、児童、病弱者を優先とし、避難所収容者、自治会等の協力を得て実施するものとする。
アレルギー食	本人及び保護者の申し出により、市が調達し配布する。

- (エ) 必要に応じて、災害情報システム(DIS)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

イ 生活必需品の給(貸)与

- (ア) 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給(貸)与を実施する。
- (イ) 被災者に生活必需品等を給(貸)与する場合、災害救助法施行細則の定める基準に従って、配分方法等について定める。

【災害救助法施行細則による給(貸)与基準(限度額)】(平成27年4月1日)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯 1人増すごとに
全壊・全焼 ・流出	夏	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円加算
	冬	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円加算
半壊・半焼 ・床上浸水	夏	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円加算
	冬	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円加算

(給(貸)与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内)

- (ウ) 給(貸)与の実施が困難な場合、知事に応援を要請する。
- (エ) 備蓄物資(毛布、敷物等)として、都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て市が輸送し被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
- (オ) 必要に応じて、災害情報システム(DIS)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

2 飲料水の供給 《都市整備部班・教育部班・消防団・都》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市 消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ○給水拠点で応急給水 ○学校避難所に配置しているスタンドパイプを活用した、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 ○必要により市車両(ポリタンク等積載)による応急給水
東 京 都 水 道 局 立川給水管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○給水拠点での応急給水 ○給水拠点からの距離がおおむね半径2km以上離れている避難場所について、車両による応急給水 ○必要に応じて市との役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 ○医療施設等への車両による応急給水

(2) 取組内容

ア 震災時の応急給水の方法

- (ア) 震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況など必要な状況を把握する。
- (イ) 応急給水槽及び浄水場(所)・給水所・学校避難所等の給水拠点で応急給水を行う。
- (ウ) 給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所では、車両による応急給水を行う。
- (エ) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。
- イ 医療施設等への応急給水
医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地

区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

ウ 給水拠点等での都と市の役割分担

- (ア) 応急給水槽においては、市が応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う。また、学校避難所に配置しているスタンドパイプにおいては、市職員及び学校職員等が応急給水を行う。
- (イ) 浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が住民等への応急給水を行う。なお、水道局職員の参集を待たずに応急給水が行えるような整備を行った給水拠点では、市が指定した住民による応急給水も可能である。
- (ウ) 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。
- (エ) 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を水道局が市に貸与する。発災時、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。

エ 飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。

オ 給水体制

- (ア) 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。
- (イ) 都水道局は、給水拠点である浄水場(所)・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定している。市はこれらの要員等と連携して、迅速な応急給水を実施する。
- (ウ) 都は、車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。

3 物資の調達要請 《企画部班・健康福祉部班》

市は、必要な物資の調達を行うように努める。発災時において、状況に応じて都に調達の協力要請、場合によっては現地調達も行う。

都は、発災時において、都災害対策本部の下に物資調整チームを設置して、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般の運用を行い、道路の被災状況などの情報を関係者間で共有しながら、円滑なオペレーションを図る。

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○必要な物資の調達を行うように努める。 ○状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○現地調達が適当な場合は、現地調達する。
都 総 務 局	○あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請
都生活文化局	○東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達
都福祉保健局	○状況により、関係局等に調達を要請するとともに、都本部を通じて都内の被災地外区市町村に応援を要請する。

	○応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。
都産業労働局	○米穀、副食品及び調味料を調達
都中央卸売市場	○生鮮食料品を調達
農林水産省生産局	○都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応する。
関東農政局	○都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。
関東農政局東京地域センター	○農林水産省生産局が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省生産局と連絡調整を行う。

(2) 取組内容 《市》

ア 食料

- (ア) 被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達(備蓄を含む。)を計画的に行う。
- (イ) 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

イ 生活必需品

- (ア) 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給(貸)与のため、調達(備蓄を含む。)計画を策定する。
- (イ) 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

ウ 都への要請

災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

4 義援物資の取扱い 《企画部班・健康福祉部班》

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

都福祉保健局・市は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

5 輸送車両の確保 《総務部班》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○物資等の輸送に必要な車両を調達の確保に努める。所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請

(2) 業務手順

- ア 市各部班において車両を必要とするときは、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示の上、総務部班に要請する。
- イ 総務部班は所要車両を調達し、用途別必要数に応じて、各部班に引き渡す。

(3) 取組内容

ア 車両の確保

(ア) 車両の調達

- ① 市各部班は、その所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両は、総務部班が集中管理するものとし、その後用途に応じて各部班に配車する。
- ② 市で所要車両が調達不能になった場合は、都(財務局)へ調達のあっ旋を要請するとともに、必要に応じ関係業者に対して車両の供給について要請する。

(イ) 配車手続

各部班において、車両を必要とするときは、次の事項を明示し、総務部班に請求する。

- ① 車種
- ② 乗車人員数又は積載トン数
- ③ 台数
- ④ 引渡場所及び日時

(ウ) 車両通行等の記録

総務部班長は、配車車両の輸送記録、燃料の受払及び修理費等について記録し、その業務完了後、直ちに市長に報告するものとする。

6 燃料の供給 《総務部班》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○協定している民間事業者から、車両の燃料や自家発電機の石油燃料等の供給を受ける。
燃 料 業 者	○協定に基づき、市に石油燃料を供給する。

第4節 復旧対策

1 多様なニーズへの対応

- (1) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。
- (2) 市は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。
- (3) 都は広域の見地から市を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。
- (4) 企業、団体からの大口の義援物資について、上記の調達体制の中で受入れを検討する。

2 炊き出し 《子ども家庭部・教育部》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。

(2) 取組内容

- ア 震災後体制が整い次第、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- イ 被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。

3 水の安全確保 《水と緑の環境課》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○飲料水の消毒を行う。
都福祉保健局	○状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水が塩素で消毒されているか確認を行う。 ○住民への消毒薬の配布及び消毒の確認 ○住民への飲料水の消毒指導

(2) 取組内容

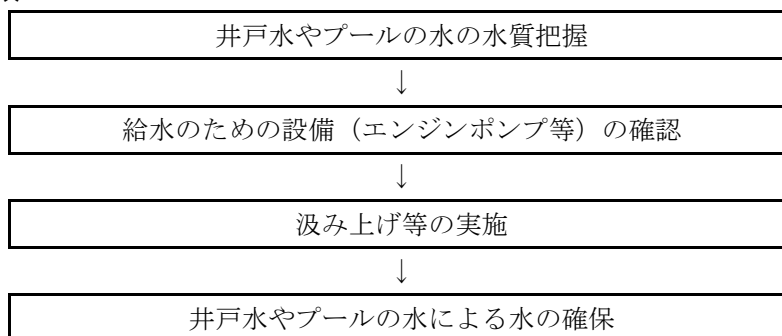
- ア 市は都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。
- イ 環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- ウ 上水道復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

4 生活水の確保 《各公共施設主管課・教育総務課》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○指定緊急避難場所・指定避難所における生活水の確保
市 民 事 業 者	○事業所・家庭等における生活水の確保

(2) 業務手順



(3) 取組内容

ア 市は、被災後、断水した場合には、学校のプール、震災対策用井戸等で確保した水を使用する。

イ 市民、事業者は、上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、震災対策用井戸、河川水等によって水を確保する。

5 物資の輸送 《企画部・健康福祉部・都》

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○地域内輸送拠点から避難所等へ物資を輸送
都 本 部	○国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。
都福祉保健局	○調達した物資、他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、地域内輸送拠点に輸送
都生活文化局 都産業労働局 都中央卸売市場	○調達した物資を、市が選定する地域内輸送拠点まで輸送

(2) 業務手順

ア 市は、都から支援物資集積地に輸送された、調達物資を避難所等へ輸送する。

イ 都は、次のとおり輸送する。

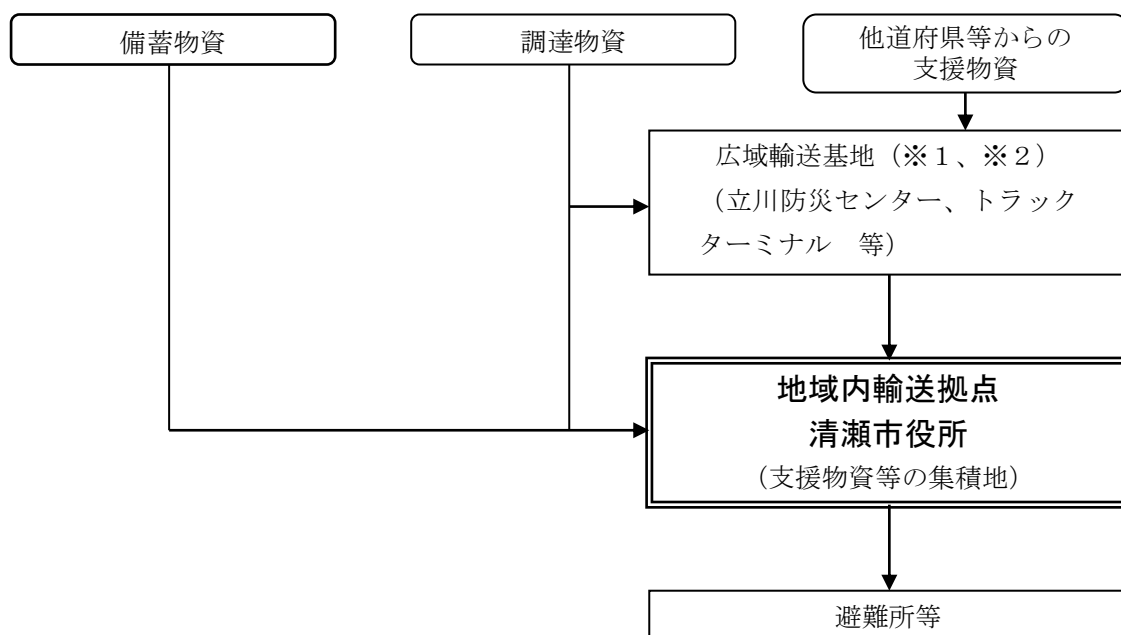
(ア) 調達物資の輸送

- ① 調達した食料及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、市が選定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
- ② 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

(イ) 他道府県等からの応援物資の輸送

- ① 他道府県等から陸上輸送による応援物資等は、原則としてトラックターミナル等で引き継ぎ、都福祉保健局が市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- ② 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

【陸上搬送概念図】



- ※1 大型車で輸送された物資は、トラックターミナルで、4t以下の車両に積替え
- ※2 滞留の可能性のある物資は、民間倉庫等を活用し、一時保管

